

水戸市子育て支援・多世代交流センター

指定管理者公募要項

令和8年6月

水戸市 こども部 こども政策課

目 次

内容

1	指定管理者制度導入の目的	1
2	施設の概要	1
3	指定管理者が行う業務	1
4	指定期間	1
5	指定管理業務に要する経費	2
6	公募参加資格	3
7	公募の手続き	4
8	候補者の選定及び指定管理者の指定	5
9	指定管理業務に係る協定の締結	6
10	業務の引継ぎ	7
11	事業実施状況のモニタリング評価	7
12	指定の取消し等	7
別表 1	指定管理料の上限額の根拠	8
別表 2	水戸市子育て支援・多世代交流センター指定管理者選定評価基準	9
別添書類		
1	水戸市子育て支援・多世代交流センター指定管理運営業務仕様	10
2	指定様式集	36
参考資料		
	水戸市子育て支援・多世代交流センター利用者等実績	46

水戸市子育て支援・多世代交流センター

指定管理者公募要項

水戸市では、水戸市大町子育て支援・多世代交流センター及び水戸市本町子育て支援・多世代交流センター（以下「子育て支援・多世代交流センター」という。）について、施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を、次のとおり募集します。

1 指定管理者制度導入の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく指定管理者制度を導入することにより、民間事業者等が持つノウハウや専門性などを活用し、更なる市民サービスの向上及びより効率的な施設の管理・運営の実施を図ることを目的とします。

2 施設の概要

子育て支援・多世代交流センターとは、地域における子育て支援を積極的に推進するとともに、こどもから高齢者までが交流する多世代交流拠点の形成を図るため、水戸市子育て支援・多世代交流センター条例（平成18年水戸市条例第65号）の規定に基づき、水戸市が設置する施設です。

なお、詳細については、別添1「水戸市子育て支援・多世代交流センター管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）の「Ⅰ 総則 2 施設の概要」を御参照ください。

- (1) 水戸市大町子育て支援・多世代交流センター（愛称：わんぱーく・みと）
- (2) 水戸市本町子育て支援・多世代交流センター（愛称：はみんぐぱーく・みと）

3 指定管理者が行う業務

指定管理者は、子育て支援・多世代交流センターについて以下の業務を行います。詳細については、仕様書の「Ⅱ 指定管理業務」を御参照ください。

- (1) 子育て支援・多世代交流センターの維持管理に関すること。
- (2) 子育て支援の積極的な推進及び多世代交流拠点の形成を図るための事業の運営に関すること。
 - ア 子育て支援及び多世代交流に関すること。
 - イ 家庭及び子育ての相談並びに子育て支援事業に係る連携及び調整に関すること。
 - ウ 子育て団体の育成及び支援に関すること。
 - エ 施設の利用に関すること。
 - オ そのほか、子育て支援の推進及び多世代交流拠点の形成を図るために必要な事業に関すること。
- (3) 子育て支援・多世代交流センターの使用の許可に関すること。
- (4) 前各項目に掲げるもののほか市長が子育て支援・多世代交流センターの管理上必要があると認めること。

4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間を予定しています。（指定管理者候補者の決定後、水戸市議会での議決によって確定します。）

5 指定管理業務に要する経費

指定管理業務に要する経費（修繕費を含みます。以下「指定管理料」という。）については、指定管理者から提出された事業計画書、収支予算書に基づき、水戸市と指定管理者との間で協議し、毎年度の年度協定において定めます。

今回公募する指定管理の期間（5年間）における、指定管理料の上限額は、697,300千円（消費税及び地方消費税を含みます。）です。

そのうち、仕様書の「Ⅱ 指定管理業務 2 子育て支援の積極的な推進及び多世代交流拠点の形成を図るための事業の運営に関すること（5）そのほか、子育て支援の推進及び多世代交流拠点の形成を図るために必要な事業に関すること ア こども・子育て支援サービスの更なる充実を図る事業」を除く事業に要する経費の上限額は、653,400千円とし、こども・子育て支援サービスの更なる充実を図る事業に要する経費の上限額は、43,900千円です。

(1) 上限額

こども・子育て支援サービスの更なる充実を図る事業を除く指定管理に係る経費の上限額は、現在の契約額等を基準とし、毎年度4%の人件費及び3%の物価上昇を見込んだ経費の合計額としています。

また、こども・子育て支援サービスの更なる充実を図る事業に係る経費の上限額は、毎年度3%の物価上昇を見込んだ経費の合計額としています。

（別表1「指定管理料の上限額の根拠等」参照）

なお、急激な物価変動等が生じた場合には、水戸市と指定管理者とで協議する場合があります。

(2) 消費税の取扱い

消費税率及び地方消費税率の取扱いに変更が生じた場合は、年度協定の中で指定管理料を見直すことがありますので、御承知おきください。

(3) 指定管理料の支払い

水戸市は、各年度の年度協定に従い指定管理者に支払います。

(4) 修繕費

1か所当たり100,000円（消費税及び地方消費税を含みます。）以下の修繕は指定管理料の中から指定管理者が行い、100,000円を超える修繕は水戸市が行います。

(5) 備品購入費

1点当たりの価格が50,000円（消費税及び地方消費税を含みます。）を超える備品については、水戸市と協議し、水戸市が必要と認めた場合に限り、水戸市が購入し、指定管理者が管理を行うものとします。50,000円以下の物品は指定管理料の中から指定管理者が購入します。

(6) 一時預かり事業に要する経費

子ども・子育て支援交付金交付要綱第4条第1号に定める金額とします。なお、金額の算定にあたって用いる基準額は、同交付要綱別紙の第2欄「一時預かり事業（一般分）」第3欄1-(1)-ア-(ア)-①に定める額とし、年間延べ利用児童数については、わんぱく・みとは、900人以上1,500人未満、はみんぐぱく・みとは、2,100人以上2,700人未満とします。

(7) 精算

「一時預かり事業に要する経費」については、年間延べ利用児童数に応じ金額を再計算し、過不足が生じた場合、年度ごとの精算とします。

「こども・子育て支援サービスの更なる充実を図る事業に要する経費」及び「修繕費」については、余剰金が生じた場合は、年度ごとの精算とします。

(8) その他

指定管理者は、損害賠償責任保険に加入するなど、損害賠償責任等の履行確保のための措置を講じるものとします。なお、火災保険、全国市長会市民総合賠償保険については、水戸市で加入します。

6 公募参加資格

(1) 資格要件

ア 公募に参加することができる者は、法人等の団体であって、当該団体（共同企業体の場合は、それを構成する全ての団体。以下同じ。）及び当該団体の役員が次の要件に該当しないものとします。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定等により水戸市における一般競争入札等の参加を制限されている者

(イ) 心身の故障により業務を適正に行うことができない者

(ウ) 破産者で復権を得ない者

(エ) 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県民税又は法人市町村民税を滞納している者

(オ) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市の指定管理者の指定の取消し（指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合を除く。）を受けてから2年が経過していない者

(カ) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（水戸市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）

イ 共同企業体で公募に参加する場合は、アの要件のほか、次の要件を満たすこととします。

なお、単独で公募に参加した団体が他の共同企業体の構成員となることや、共同企業体の構成員が他の共同企業体の構成員になることはできません。

(ア) 構成員数

共同企業体の構成員数は、2又は3とします。

(イ) 代表者

共同企業体に、代表となる構成員（以下「代表者」という。）を置くものとします。

代表者は、主たる業務を行う者とし、その出資比率は、構成員のうち最大（同率を除く。）でなければならないものとします。

(ウ) 構成員の出資比率

共同企業体の構成員の最小出資比率は、当該共同企業体の構成員数に応じ、次の表に掲げる比率以上でなければならないものとします。

構成員数	最小出資比率
2	30%
3	20%

(エ) 代表者の権限

代表者は、指定管理業務について共同企業体を代表して水戸市と折衝する権限並びに当該共同企業体の名義による指定管理料の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとします。

(オ) 代表者の主たる業務

代表者の主たる業務は以下のとおりです。なお、詳細については仕様書の「Ⅱ 指定管理業務」を御参照ください。

- ・子育て支援・多世代交流センターの維持管理に関すること。
- ・子育て支援の積極的な推進及び多世代交流拠点の形成を図るための事業の運営に関すること。
- ・子育て支援・多世代交流センターの使用の許可に関すること。
- ・前各項目に掲げるもののほか市長が子育て支援・多世代交流センターの管理上必要があると認めること。

7 公募の手続き

(1) 公募要項の配布

ア 配布場所（問合せ先）

〒310-8610

水戸市中央1-4-1 水戸市役所本庁舎 1階

水戸市こども部こども政策課 担当：矢吹、志塚

TEL 029-350-5577（直通）

FAX 029-232-9288

メール child.wel@city.mito.lg.jp

イ 配布期間

令和8年6月12日（金）から8月3日（月）まで（土日祝日を除く。）

午前8時30分から正午まで、午後1時00分から午後5時15分まで

※ 公募要項は、配布期間中、水戸市こども政策課のホームページからダウンロードすることができます。

(2) 公募説明会の開催

ア 日時 令和8年7月3日（金）

イ 場所 水戸市役所6階会議室603

ウ 時間 午後1時30分から2時間程度

エ 参加申込み方法

別添「公募説明会参加申込書」を令和8年6月29日（月）（必着）までに、直接持参するか、電子メール又は郵送により提出してください。直接持参する場合は、令和8年6月29日（月）午後5時15分までに問い合わせ先まで持参してください。

(3) 質問の受付

ア 受付期間 令和8年6月12日（金）から7月10日（金）（必着）まで

イ 受付方法

別添「水戸市子育て支援・多世代交流センター指定管理者公募に係る質問書」を、直接持参するか、電子メール又は郵送により送付してください。直接持参する場合は、令和8年7月10日（金）午後5時15分までに問い合わせ先まで持参してください。

ウ 質問に関する回答

回答は、令和8年7月24日（金）までに、水戸市のホームページに掲載します。その際、質問した団体名は公開しません。

(4) 申請の受付

次の書類を令和8年8月4日（火）午後5時15分までに問合せ先に持参してください。提出に際しては、事前に連絡の上、来庁願います。

提出部数は、全て正本1部、副本2部とします。

なお、共同企業体により応募する場合は、オからケまでの書類は、その構成員ごとに作成してください。

ア 公の施設の指定管理者指定申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第1号別紙1）

ウ 収支予算書（様式第1号別紙2）

エ 団体の概要及び役員名簿

オ 定款、寄附行為又はこれに類するもの（最新のもの）

カ 法人の登記事項証明書（全部事項証明書）及び納税証明書（国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び地方税（都道府県民税、法人市町村民税））について、未納の税額がないことを証明するもの。（3か月以内のもの）

キ 申請書を提出する日の属する事業年度の法人等の事業計画書及び前年度の事業報告書

ク 申請書を提出する日の属する事業年度の法人等の収支予算書

ケ 法人の前年度及び前々年度の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書

コ 事業所所在証明書（水戸市内に事務所等の設置が記載されているもの。非課税団体などで、法人の設立等に関する申告書の提出がない団体については、事務所等が本市にあることが分かる書類。現在、本市に事務所等がない法人等については、提出不要。共同企業体により応募する場合は代表者のみ。）（3か月以内のもの）

- サ 共同企業体に係る協定書（共同企業体により応募する場合のみ。様式自由。代表者や出資比率など、審査に必要な必要事項を記載すること。）
- シ 代表団体への委任状（共同企業体により応募する場合のみ。様式自由）
- ス 団体の性格によって、作成していない書類等がある場合は、別途、相談してください。他の書類に代える、又は提出を免除する場合があります。
- (5) 申請に関する留意事項
- ア 申請書類提出後の内容変更は、提出締切日まで受け付けます。
- イ 上記のほか、水戸市が必要とする書類の提出を求めることがあります。
- ウ 書類は、A4判で作成してください。
- エ 上記のほか、電子データ（MS-Word、MS-Excel又はPDFファイル）をCD-Rにて提出してください。
- オ 申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- カ 応募受付後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式自由）を提出してください。
- キ 提案や指定後の協議に対しての参加報酬、交通費及び管理開始までの準備等に係る経費は申請者の負担とします。
- ク 提出された申請書類等は返却できません。なお、申請書類等は、情報公開請求があった場合、水戸市情報公開条例に基づき公開することがありますので、これを承諾の上申請されたものとします。

8 候補者の選定及び指定管理者の指定

- (1) 資格審査
申請書類の提出後、申請者が「6 公募参加資格」に定める要件を満たしているか審査を行います。
- (2) ヒアリング
資格審査を通過した申請者に対してヒアリングを行います。なお、次の「(3) 選定委員会による候補者選定」の後に、再度ヒアリングを行うことがあります。
- (3) 選定委員会による候補者選定
水戸市指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、主に次の観点から審査を行い、指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定します。それぞれの観点に必要な提案がされていない場合は、失格となる場合がありますので御注意ください。
また、これらの観点に基づく選定の詳細は、別表2「指定管理者選定評価基準」を御参照ください。
なお、審査の結果、ふさわしい候補者がいない場合は、候補者を選定しない場合があります。
- ア 住民の平等利用の確保
公の施設であることを十分に理解せず、利用者の平等な利用を確保することができない場合は失格となります。また、条例の内容を十分に理解せず、指定管理者として施設の設置目的を理解していない場合も、失格となります。（詳細については、別表2「指定管理者選定評価基準」の備考欄を御参照ください。以下、同じ。）
- イ 施設の効用を最大限に発揮
次に掲げる基本的な施設運営体制及び現状サービスの維持・向上について提案がされないと判断した場合は失格となります。
- ・施設管理、事業実施などにおける従業員数等の適切な体制の確保
 - ・管理運営責任者として、両施設の管理運営を統括し、水戸市との連絡調整を行う者を1名置くこと。なお、指定管理業務の管理運営責任者の業務を確実に遂行できる範囲内において、指定管理業務以外の業務を行う者が兼務することは、妨げないこととする。
 - ・各施設に施設長を1名配置すること。
 - ・防火管理者の有資格者を各施設に1名以上置くこと。なお、施設長が兼ねることができるとする。

- ・利用者ニーズの把握及びそれに対する適切な対応措置
- ・トラブルや苦情処理への適切な対応措置
- ・研修の実施など従業員の能力向上（適正な事務遂行）策の措置
- ・建物等の保守点検及び修繕への対応
- ・地域子育て支援拠点事業の実施
- ・幅広い年代に対するこども・子育て支援の取組
- ・一時預かり事業の適切な運営
- ・多世代交流の実施
- ・利用者支援事業の実施
- ・子育て団体の育成及び支援の取組
- ・ボランティアの育成及び活用の取組
- ・施設の利用促進を図るための取組
- ・こども・子育て支援サービスの更なる充実を図る事業の提案

ウ 管理に係る経費の縮減

管理経費の縮減（「5 指定管理業務に要する経費」での指定管理料の上限額を超えないこと。）が提案されていないと判断した場合は、失格となります。

エ 管理を安定して行う能力

次に掲げる施設の管理の安定性の確保について提案されない場合や、経営状態から業務遂行に支障があると考えられる場合は、失格となります。

- ・事故防止等の安全対策
- ・災害や新型インフルエンザ等及び事故発生時の対応措置
- ・個人情報保護のための措置
- ・情報公開のための措置

オ 法人等の事務所の所在地

事務所を、指定管理業務開始日（令和9年4月1日）までに、水戸市内に設置する予定がない場合は、失格となります。

カ その他市長が必要と認める要件

- ・市民雇用率及び最低賃金

事業所内における市民雇用率が高くなるように配慮してください。また、事業所内における最低賃金について、茨城県の最低賃金より低い場合は、失格となります。なお、障害者の雇用についても配慮してください。

(4) 審査結果の通知

水戸市は、申請者の審査結果について、速やかに文書で通知します。

(5) 候補者との協議

水戸市は、候補者と細目協議を行います。候補者と協議が整わない場合は、選定委員会において次点の候補者を選定し、当該候補者と協議を行います。

(6) 指定管理者の指定

協議成立後、水戸市議会に対して指定管理者の指定に関する議案を提案し、議決を得た後、指定管理者に指定します。指定後は、速やかに、当該者に通知するとともに、水戸市のホームページ等により公表します。

9 指定管理業務に係る協定の締結

指定管理者の指定後、水戸市と指定管理者は、指定管理業務に関し、指定期間を通じた包括的な施設の管理・運営に関する基本的事項を規定する基本協定と年度ごとの管理・運営業務や指定管理料に関する事項を規定する年度協定を締結します。

なお、協定の解釈に疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項が発生した場合は、水戸市と指定管理者とが協議して定めるものとします。

10 業務の引継ぎ

(1) 業務開始時の引継ぎ

指定管理者の指定を受けた者は、指定管理業務を開始するまでの期間内に、水戸市の指示に従い、前任者から引継ぎを受けるものとします。

(2) 業務終了時の引継ぎ

指定管理者は、指定期間の終了等により指定管理者でなくなるときは、水戸市の指示に従い、新たな指定管理者等に引継ぎをするものとします。なお、業務の引継ぎに関する経費は指定管理者の負担とします。

11 事業実施状況のモニタリング評価

(1) モニタリング評価の実施

水戸市は、指定管理者による施設の管理運営が適切かつ効果的に行われるよう、指定期間中の業務の実施について、協定書、仕様書、事業計画書等に基づき目標・基準を設定し、定期的にモニタリング評価を実施します。モニタリング評価の詳細は、「指定管理者制度導入施設モニタリング評価指針」を確認してください。

(2) 事業計画等の提出

指定管理者は、協定の定めに基づき、事業計画書、事業報告書等を提出するものとします。

(3) 利用者アンケートの実施

水戸市は、指定管理者による施設の管理運営状況に関し、利用者の視点からの評価を行うため、毎年度、利用者アンケートを実施し、指定管理者は、その実施に協力するものとします。

(4) 帳簿書類等の提出

モニタリング評価の実施に当たり必要がある場合、指定管理者は、水戸市の指示に基づき、帳簿書類その他の記録を提出するものとします。

(5) 評価結果の公表

各年度の最終評価結果は、水戸市のホームページにおいて公表します。

12 指定の取消し等

地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、次の(1)から(9)までのいずれかに該当することにより、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止命令（以下「指定の取消し等」という。）をすることがあります。この場合において、既に指定管理料を受領しているときは、指定の取消し等を受けた日以後の指定管理料（停止の場合は、停止に係る部分に限る。）を返還するものとします。

(1) 法令又は協定の規定に違反したとき。

(2) 公募要項に定める参加資格を失ったとき。

(3) 指定管理者選定評価基準の失格要件に該当すると認められるに至ったとき。

(4) 管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき。

(5) 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき。

(6) 応募のときの提出書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

(7) その他施設の管理運営業務を継続することが適当でないと認められるとき。

(8) 施設の廃止等水戸市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になったとき。

(9) 災害その他の不可抗力等水戸市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難になったとき。

また、(1)から(7)までのいずれかに該当し、指定の取消し等を受けた場合において、その責めに帰すべき事由により水戸市に損害を与えたときは、その賠償を行うものとします。

【問合せ先】

〒310-8610

水戸市中央1-4-1

水戸市役所本庁舎 1階

水戸市 こども部 こども政策課

TEL 029-350-5577 (直通)

FAX 029-232-9288

Mail child.wel@city.mito.lg.jp